

私に見えている色 あなたに見えている色  
～色覚問題は人権問題なんですね～

出水市立高尾野小学校 中村 俊彦

## 1 はじめに

私は子どもの頃「赤緑色弱」という色覚異常と判定されていました。「大事なことを赤のチョークで書くななんて見づらいのに」と思っていた私は、最近、黒板の赤い文字がはっきりくっきり見えるようになりました。このことはその理由を学習する機会があるまでは意識していなかったのですが、改めて考えると「なるほどそうなんだ」と思いました。赤のチョークには蛍光色が混ぜてあるということでした。

私が見ている赤は皆さんの見ている赤と同じ赤なのかどうかはわかりませんが、私は、赤い服って派手か～、赤い色って目立つ色か～、小学生の赤白帽子は白の方が目立つのに～、紅葉ってそんなにきれいか、など思うことはありました。

「色覚異常」という言葉をつかいましたが、色覚特性や少数色覚という表現もあるようです。しかし、自分を振り返ると、「異常」という言葉で育ってきたので、正常ではない異常にもこだわりつつ使います。「異常」の反対は「正常」です。「異常」の状態が治療で治るものならばまだ良いのですが、色覚問題は遺伝子という個人情報の問題です。私が「色覚異常」と判定されたのは病院ではなく学校の検査です。当時は、受診を勧めることはなく、色覚検査の後、眼科を受診することはありませんでした。私は学校での検査により、色覚について気づきました。もし、検査がなかったならばどんな歩みをしていたのか、自分の色覚に関することに気づいていたのか。

私と同じように色覚特性のある人は、同じ見え方をしているとは限らないと思います。色覚特性のない人にはイメージしにくい部分だと思います。そもそも色覚検査を知らない世代も教職員の中にいるようで、その人たちには、さらにイメージしにくいのではないかと思います。

「色覚異常」とされる人はどんな見え方をしていると思いますか。私も見え方を伝えてみたいと思いますが、とても難しいことです。ネットやいろんな資料に「こう見えるんです」と写真で説明されているのを見たことがあります。私の場合は「えーっ、ちがうんだけど」と思うものが多くあります。色の見え方は、色覚「異常」の人によってもそれぞれです。では、色覚「正常」の人たちはみんな同じ見え方なのでしょうか。

## 2 子どもの頃

私の色覚に関する最初の出会いは、小学校時代です。色覚検査がありました。前に並んでいる子が検査を受けている時に、「なんで読めるんだ」と思いました。そして読めるページがあると、「ここは、読める」と思いました。読めないページがあるのが悔しかった記憶が残っています。通知表にも記載があり、赤緑色弱という言葉を知りました。子どもながらに色弱と「色盲」は違うと理解したようで「色盲でなくてよかった」という感情が思い出されます。「赤と緑、その中で

オレンジと黄緑の区別がつきにくい」という言葉を覚えているので、きっとそんな言い方で先生から教えられたのでしょう。図工の時間にオレンジと黄緑の絵の具で絵を塗ったことを覚えています。自分なりにトレーニングしていたのだろうと思います。訓練すればきっとよくなると思っていたのです。塗っている途中、どこに、どっちの色を塗ったのかわからなくなり、「なるほど」と思いました。

中学校でも色覚検査がありました。「ああ、またか」と思いました。それなりに経験してきているので、「どうせわからないページがある」と知っていました。無駄な抵抗はせずに「わかりません」と言いました。すると、小学校の時にはなかった「え、わからないの」という声が後ろに並んでいる友だちから聞こえてきました。その後、教室に戻ると「なんで、わからないと言ったの」と訊かれたので「赤と緑がわからないみたい」と答えました。すると友だちが、「あれは」「これは」と赤や緑のものをさして訊いてきました。私は全部答えられました。「なんだ」と言われました。似たようなことは今でもあります。

私は、この報告をするにあたって、確認の意味で「色弱ってきいてどうだった」と訊いてみました。母は、「あまり気にとめてなかった」「赤と緑が反対に見えるんでしょ」と言いました。つまり赤い服を緑だと思っているはずだと思っていたようです。母親もよく意味を理解していなかったのです。

中学三年生は、高校受験があります。工業高校へ行きたかった私に、選択できない時がきました。願書の下の方に「色覚異常不可」のような内容が書かれていました。小さい文字で書かれていましたが、鮮明に記憶に残っています。願書すら出せなかったのです。でも自分の中ではわりとすんなり飲み込んだのでしょう。その後、色覚に関係なさそうな普通科の高校へ進学しました。

高校では色覚検査の記憶はありません。そんな高校でのある日のこと、クラスの子がある友だちに対して「あいつ、色鉛筆の色がわからないんだって」と言いました。はじめて自分以外に色覚特性のある人を知りました。私は、色鉛筆は見分けることができます。「自分より見えないんだ」と、なんとなく優越感を覚えた記憶があります。高校卒業後、大学へ進学しました。私の中では「理系へはきっと進めない」という縛りを作っていたのだと思います。文系で進学できる大学を進学先に選びました。

大学在学中は、特になにごともなかったのですが、就職を考えるときに「技術系みたいなものはだめだろう」という意識が働いていました。パイロットはだめと聴いた記憶があります。警察官の試験では色覚検査がありました。「ほーら、やっぱり」と思いました。旅行会社は、色覚は関係ありませんでした。私は、鹿児島県の教員採用試験を受けました。

試験を受ける際の願書を出すときだと思うのですが、健康診断か何かの時に「色覚異常につき要精密検査」を指示されました。鹿児島市立病院を指定され、そこで一通りの色覚検査をしました。これまで経験した検査とは違うものもありました。結果は、「検査上は異常なし」でした。「異常を認める」だったら採用されなかったのかはわかりませんが、その時の検査は私にとって「異常がないように精一杯頑張る検査」でした。

### 3 色覚検査

私の子どもの頃は、学校の健康診断の一環として色覚検査がありました。それ

が 2002 年に学校で行われる一律の色覚検査は廃止になったのです。日常生活での支障がほとんどないことが明らかになってきたからだそうです。文科省が、翌 2003 年に「色覚に関する指導資料」を各学校に配布しています。その中には「黒板は赤、緑、青、茶等の暗い色のチョークは避け、白と黄色を主体に使用します」とあります。これらのことは恥ずかしながら最近知りました。

学校保健会が、「学校における色覚に関する資料」を 2016 年に出しました。それに伴って、「自分の色覚特性を知らないことで不利益をこうむることがないように」と、学校での一斉検査をすすめるなど、色覚検査をめぐる問題点について、あちこちで聞かれるようになりました。

「希望する人は個別検査(石原色覚検査表Ⅱコンサイス版(14表)の使用を推奨します)」との話もあるそうです。バージョンは違うそうですが、私の子どもの頃と同じ検査なのです。私は色覚に関する問題点を学んでみようと、いろんな資料を読んでみたところ、次の言葉に気づきました。

- ・色覚についてまずは教職員が正しい認識を(正しい認識とは)
- ・色覚とは何か
- ・色覚異常のとらえ方が事実と異なる「偏見」であるという事実
- ・色覚に配慮した環境を整える(とはどのような環境か)
- ・少数派を「異常」とすると差別につながる
- ・男性の 20 人に 1 人の割合(女性は 500 人に 1 人)

もっとも印象に残ったのは、『はじめて色覚にであう本 利用の手引き しきかく学習カラーメイト版』の中にあるこの部分でした。(途中、文を省略)

1909(明治 42)年「日本陸軍は色盲者を現役将校に採用せず」と規定したのが日本における少数色覚者排除のはじまりです。この時代、少数色覚は「目の発育不全」だと考えられており、優生思想も影響して排除が進められたのです。石原式検査表が発表された数年後 1919(大正 8)年に薬物療法による色覚治療法が考案されたという記録があり、以後こめかみに鍼を刺したり、そこに電流を通す治療は大々的に宣伝されたり家庭用治療器具も発売され、「少数色覚は治せるもの、治すべきもの」という意識が広がりました。治療の効果はこれまで一度も立証されていません。最高裁が治療の有効性を認めない判決を出したのは 1994(平成 6)年のことでした。2017 年現在その治療を行っているところもあります。

「白黒の世界の人ではないか」「車の免許がとれないのではないか」は、多い誤解です。それが、進学や就職の制限にもつながりました。石原式検査表だけの「診断名」が、調査書等により進学を希望する上級学校へ報告されたりしました。その結果少数色覚者だけでなくその疑いをもたれた人までも受験や入学を拒否される異常な事態になったのです。1986(昭和 61)年には、国立大学の 50%、教育学部の小学校教員養成課程においては 73%が「成績の如何に関わらず入学拒否」し、1990 年代には、大学求人 4 割近くが少数色覚を理由に門前払いされるなど、世界に類を見ない「いわれなき制限」がおこなわれていました。少数色覚に対する結婚差別まで生じる結果となっています。

#### 4 色覚検査は人権問題です

私は自分の色覚に関することが人権問題としてとらえられていることをあまり認識していませんでした。人権ってなんですかの問いに、「すべての人がありのままに生きていける」という言葉で聴いたことがあります。「しょうがい」者問題は「しょうがい」者だけが考える問題ではないのと同じように、色覚問題もすべての人が考えていくべき問題なのです。だから「当事者のことを知る・関わる・学ぶ」ということが大切になるのではと思います。私はありのままの自分で生きてきたのか。そう問い返すと、いくつかのバリアがあったのではないかと思います。

私が色覚のことで困ったのは、検査の時と進路決定の時だけです。日常生活の中では困ったことはありません。検査によって、見えないことから劣等感が生まれていました。このことは、自分が「色盲でなくて良かった」「自分より色の判別ができない友だちがいた」と、優越感をもち、少しでも楽になるための手段にしたことからわかりました。学校での色覚検査を通して、自分の中に差別心が生まれました。

高校受験と就職の際の進路選択では、門前払いがありました。それは、「色覚異常」というひとつの基準でしか判断されないことでした。「このようなケースで」など適応できない状況があるのならば、具体的な実態に応じた判断基準を知りたくなりました。

会話の中にもバリアはあります。わたしが発した「赤と緑がわからない」という言い方は、相手に間違っただけとらえ方をさせてしまいます。「〇〇だから『正常』でしょ」という言い方は、「〇〇ではないから『異常』でしょ」という考え方を同時にすり込むことにもなります。

#### 5 おわりに

文科省は「理解が進み、色覚検査は削除されました」「でも、配慮が必要ないということの意味するものではありません」と表現しています。

学校で「配慮する」とは具体的にどのようなことなのでしょう。まずは2003年に文科省が出したものを確認することでしょうか。「合理的配慮」のひとつとしてとらえるならば、どのような配慮をすればよいのでしょうか。カラーバリアフリー、カラーユニバーサルデザインということでしょうか。

学校でやるべきことは、子どもたちが安心して学ぶことができる環境を作るために、今できることをはじめとして、私のように「色覚異常」者とされた少数派が、「異常」者として処理されることがなくなるように、「少数」をどう考えるかについて、さまざまなケースを通じた学習の場をつくることかもしれません。そして、まずは、自分が少数者に対してどのような感情を抱くことがあるのか、どのように接しているのかなど、自分を見つめることから自分の中にある差別心を理解することが出発点になるのではないかと思います。

「みんなちがってみんないい」の言葉には、だれもが「だよね」となりますが、実際そのような学校現場になっているのでしょうか。どんな色覚特性があっても、混同せずに情報を読みとれるかを考えることにつなげ、色覚特性があっても困らない世の中を作っていくのが社会の役割だと思います。